

秘密保護法 解説

第11回 特定秘密保護法と公益通報者保護法 The Devil in the Details

秘密保護法対策本部委員 光前 幸一 (29期)

1 二つの保護法

異なるベクトルで情報にかかわる二つの保護法が、議論的になっている。「特定秘密保護法」と「公益通報者保護法」だ。前者は昨年12月6日に可決され、法施行のための各則策定の検討が佳境に入っている。後者は2006年4月から施行され、これも制度のあり方をめぐって改正論議が起きている。

特定秘密保護法は、防衛・外交といった政府の特定情報の保護（流出防止）を目的としている。人的・物的・制裁の各方面で保護を徹底化しており、秘密の保護法の名に値するが、その結果として、法律の必要性、秘密の対象・基準（範囲）の妥当性はともかく、法の適正運用の検証可能性、検証機関の資質、将来の開示基準等に強い懸念をもたらしていることは、立法推進論者も認めるところである。

他方、公益通報者保護法は、特定の公益情報（秘密）を暴露した者を保護する法律であるが、公益通報そのものを奨励する法律ではないとされていることから、通報者の保護は、諸外国の立法例と比較しても貧弱で、通報者が被通報者から苛烈な報復を受ける例が頻出し、通報者暴露法と揶揄されたりすることもある。

2 民主主義の尺度としての情報の取り扱い

情報化社会において、情報は権力であり、情報の在りかこそが民主主義の成熟度を決定すると言われる。政府が情報を管理する必要性と、それを市民が監視する必要性の妥協点をどこに求めるか、その接点を見つける苦労と運用の手間をどこまで辛抱できるかである。この数年間で公益通報に対する理解は格段に進んだが、今、そのベクトルは明らかに政府による情報の囲い込みに傾き、政府情報に対する内部告発は報復覚悟の勇者に期待するしかない状況となっている。民主主義は、成熟を云々する以前に、瓦解が

始まっている。

先般、海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」の乗務員のいじめ自殺をめぐる裁判が、公益目的で海自の内部文書を暴露した通報者の処分問題に発展した。自殺した自衛官の遺族からのアンケート調査結果や関連文書の公開を海自側が文書の破棄を理由に拒否していたところ、同事件を担当していた3佐が一審判決後にその存在を暴露し公開したというものだ。当初、海自側は、秘密文書を無断で持ち出したとして3佐の処分を考えていた。しかし、高裁判決は、開示文書等に基づいて、いじめと自殺との因果関係を否定していた一審判決を破棄し、重要情報の隠ぺいを重視して遺族に7350万円の損害賠償を認めた。その後、海自側も3佐の行為を公益通報と認め、処分を取りやめるとともに、文書を隠ぺいした海自幹部の処分を検討しているとのことである。世論の喚起と裁判所の英断がなければ、この程度の文書についても、通報者は処分される恐れがあるというのが、現実なのである。

3 法の理念を活かすには

どんな法も運用がすべてである。適切な細則規定の制定と地道な運用に最大の注意が払われるべきであり、この場面での法実務家の役割は重い。特定秘密保護法は既に理念から運用のステージに移っている。適切な細則と監視体制が整わなければ限りない悪法となり、公益通報者保護法との接点はもはや見出し難くなる。他方、公益通報者保護法も、個々人の公益通報が、よりましな社会の実現を目指した参加型民主主義の重要な武器になるとの理解に立ち、通報者の保護の徹底を図る法改正や細則規定の新設が必要である。間違っても、通報事実や方法を制約する方向への運用は許されない。情報に関するベクトルの異なる二つの保護法の動向に関心をもち、こぞって、情報化社会における民主主義の成熟を深めていきたい。